

当館利用認定証発行の条件及びその後の流れ

アーチェリー場を利用する際は、当館発行の認定証が必要になります。

発行条件は以下の方法があります。

1) 実績による認定

グリーンバッジ+アーチェリー協会主催の大会又はそれに準ずる大会の参加記録等証明できるもの(※)

※大会の参加記録等証明できるものがない方は、別に定める確認票の提出をお願いします。

2) 認定会による認定【アーチェリー体験・認定会(認定コース)リカーブ限定30m認定】

毎年度開催するアーチェリー体験・認定会の中で認定試験を行い、認定会における得点が6射6回200点以上を獲得し、次に掲げるマナーを心得た者。

- (1) 弓具の組み立て・分解・矢取りは自分自身で行えること。
- (2) 著しくフォームが変形していないこと。
- (3) 安全に関する基本的な判断が可能であること。
- (4) 自分の技術に合わせた距離を選択できること。
- (5) スポーツにふさわしい服装及び運動シューズを着用すること。(サンダル等競技に適さないと認められるものは使用できない)

合格者の方について

・認定証を発行します。当館アーチェリー場で個人利用が可能です。

認定証の有効期限は発行日より3年間です。(ただし、アーチェリー場がやむを得ない事情により使用できない場合は、当該期間を除外する。)

以後、更新の際は実績による認定または、再度、認定会への参加が必要となります。

次回、認定会参加時は認定試験からの実施となります。

・認定証をお持ちの方で、当館アーチェリー場での利用に限り貸出も行っています。

(小中学生への貸し出しは行わない。)

・大会に参加したい方は、グリーンバッジの取得を検討しましょう。

(詳しくは岩手県アーチェリー協会にご相談ください。)

<連絡先> 事務局 〒020-0811 岩手県盛岡市川目町 23 番 1 号

電話：019-604-2291 FAX：019-604-2292

携帯：080-1800-2243 E-mail：iwate.aras@gmail.com

・利用認定距離を伸ばすことも可能です。次年度、認定会で検定距離の延長を申請してください。

検定距離 (M)	20	30	50	70	90
利用認定距離 (M)	30	50	70	90	
利用認定点数 (点)	200	220	250	250	

認定会開催期間中に合格できなかった方について

- ・次回、認定会までの間、**仮認定証**を発行します。

ただし、当館アーチェリー場で練習を行う際は、あらかじめ館長が指名する者が必ず付き添わなければなりません。

各回2か月前からの受付とし、練習日時の調整を行う必要があります。(サポートタイムの事業内容に沿い月に最大2回までとします。)

- ・仮認定証の有効期限は発行日より1年間とします。